

プレミアム付商品券 申請から使用までの流れ

1 申請する (非課税者のみ)

- ・町から非課税者の方に申請書を送付します。
- ・申請書に必要事項を記入して、町商工観光課に提出してください。
- ・申請期間：8月～12月27日(金)
- ・※子育て世帯については、申請は不要です。



2 対象者に 購入引換券が届く

- ・町で申請内容を審査し、対象者を決定します。
- ・非課税者分については、申請書記載の住所に購入引換券が届きます。
- ・子育て世帯については、住民票記載の住所に世帯主宛てに購入引換券が届きます。



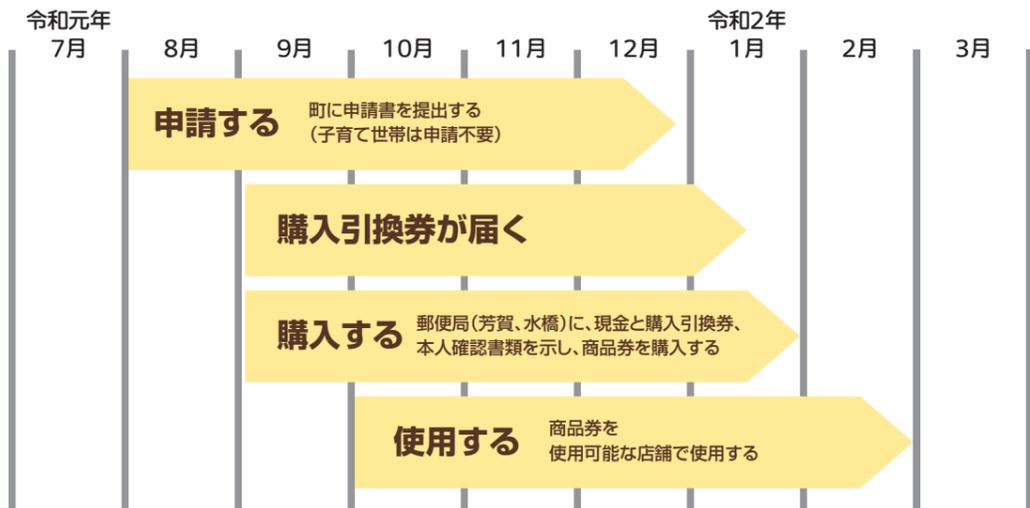
3 商品券を購入する

- ・郵便局(芳賀、水橋)で、現金と購入引換券・本人確認書類を示し商品券を購入してください。
- ・商品券は5千円単位で購入することもできます。
(5千円分の商品券を4千円で購入)
- ・購入可能期間：9月2日(月)～令和2年1月31日(金)



4 商品券を使用する

- ・商品券は使用可能期間中に、町内の使用可能店舗でご使用ください。
- ・使用可能期間：10月1日(火)～令和2年2月29日(土)
- ・※商品券は、代理の人でも使用できます。
- ・※商品券の転売や譲渡は行わないでください。 ※お釣りは出ません。
- ・使用可能店舗は、商工会加盟店舗および公募により申し込みのあった店舗です。



商品券取り扱い店舗募集!(商工会加盟店舗以外)

町が発行する、町県民税非課税者・子育て世帯向けのプレミアム付商品券の取扱い店舗を募集します。

申込期間 8月1日(木)～30日(金)

申込方法 商工観光課窓口へ提出または郵送でお申し込みください。

登録申請書は商工観光課窓口または町ホームページで入手できます。

芳賀町 検索



※町商工会に加盟している店舗は、取り扱い店舗として登録済みです。

町県民税非課税者・子育て世帯対象 芳賀町プレミアム付商品券を発行します!

町商工観光課商工観光係 ☎028(677)6018
企画課みらい創生係 ☎028(677)6012

10月に予定されている消費税引き上げに際し、町県民税非課税者や子育て世帯向けのプレミアム付商品券を発行します。

プレミアム付商品券を購入できるのは?

①非課税者分

令和元年度分の町県民税(均等割)が課税されていない人

ただし、以下の人は除きます。

- ・町県民税が課税されている人に扶養されている人 (生計を一にする配偶者、扶養親族等)
- ・生活保護の受給者等 ・事業専従者

②子育て世帯分

平成28年4月2日から令和元年9月30日までに生まれたお子さまがいる世帯の世帯主

お一人につき、**最大2.5万円分**の商品券を**2万円**で購入できます。

お子さまお一人につき、**最大2.5万円分**の商品券を**2万円**で購入できます。

商品券は5千円単位で購入できます。

①②両方の要件に該当する人は、両方の立場で商品券を購入できます。

町県民税未申告の人へ

令和元年度の町県民税(平成30年1月から12月までの所得に対する課税)の申告が未申告である場合、申告が必要になることがあります。ご理解とご協力をお願いします。